

京都市告示第376号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）
第51条の19第1項及び第51条の20第1項の規定により、次のとおり法第51条の
14第1項に規定する指定一般相談支援事業者及び法第51条の17第1項第1号に規定
する指定特定相談支援事業者を指定しました。

令和6年9月9日

京都市長 松井 孝治

1 申請者

株式会社リアルスタイル（代表取締役 山内 章生）

2 申請者の主たる事務所の所在地

京都市上京区今小路通七本松西入末之口町448番地12メゾン・ド・エフ1階

3 事業所の名称

相談支援事業所oasis

4 事業所の所在地

京都市北区小山下初音町57番地

5 指定する事業の種類

計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援

6 指定年月日

令和6年9月1日

7 事業所番号

2630101422

(保健福祉局障害保健福祉推進室)